

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

番号法の施行に伴う類型答申の取扱いに係
る周知について

(市民参画推進局)

番号法の施行に伴う類型答申の取扱いに係る周知について（案）

みだしのことについて、本審議会が答申第 1 号等において答申した類型に該当する事案（類型化事項）では、当審議会の意見を求める必要はないものとしているが、「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の施行に伴い、個人番号の利用制限、個人番号をその内容に含む特定個人情報の収集及び提供の制限は番号法が適用されることから、類型化事項においても特定個人情報の適用を除外することとする。

今後の運用にあたり、下記の答申において記載している「個人情報」を、神戸市個人情報保護条例第 9 条にて定義される「特定除外個人情報」に読み替えて運用する旨を実施機関へ周知することとする。

記

1 読み替えの対象となる答申（条例第 7 条、第 9 条関連）

答申第 1 号（平成 10 年 3 月 30 日付） …… 「資料（条例・法律） 139 頁～155 頁」

答申第 79 号（平成 15 年 2 月 5 日付） …… 「資料（条例・法律） 156 頁～158 頁」

答申第 322 号（平成 23 年 12 月 20 日付） …… 「資料（条例・法律） 166 頁～167 頁」

2 理 由

特定個人情報の収集、利用及び提供は、番号法の適用を受けるため。

- (1) 特定個人情報の収集 【番号法第 20 条（収集等の制限）】
- (2) 個人番号の利用 【番号法第 9 条（利用範囲）】
- (3) 特定個人情報の提供 【番号法第 19 条（特定個人情報の提供の制限）】

3 適用日

平成 28 年 1 月 1 日より

4 その他

「特定除外個人情報」とは、条例上、特定個人情報を除く個人情報をいう。

個人情報

特定除外個人情報

特定個人情報